

平成23年 秋の火災予防運動

平成23年10月17日(月)～

10月23日(日)



消防署だより

横浜消防署 ☎78-2119

◆ 統一標語 『消したはず 決めつけしないで もう一度』

◆ 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

◇ 3つの習慣

- ① 寝たばこは、絶対やめる。
- ② ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

◇ 4つの対策

- ① 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ② 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- ③ 火災を小さいうちに消すため、住宅用消火器等を設置する。
- ④ お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

◆ 消火器・住宅用火災警報器の訪問販売・点検に要注意

各地で不適正な点検や高額請求の被害が多発しております

【トラブル防止ポイント】

- ① 身分証明書等の提示を求めること。
- ② はっきりと点検を拒否する。
- ③ 安易に承諾・契約書等にハンコを押さない。



**普通救命講習会
等の開催**

9月12日(月)インターファーム(株)横浜農場において従業員の防災教育の一環として、水消火器を使用した消火訓練や普通救命講習が実施されました。

インターファーム(株)横浜農場では職場にAED(自動体外式除細動器)が設置され、定期的に従業員に対する普通救命講習等が行われていきます。

参加した職員は、訓練等に一生懸命取り組み訓練内容を習得していました。



早い通報・初期消火で表彰状

8月8日の早朝塚名平地区の電柱より発生した火災において迅速な通報・初期消火の功労で鳥山薫(塚名平)さんに、北北上北広域事務組合消防本部消防長より感謝状が贈呈されました。

火災発生時、鳥山さんは携帯電話から消防署へ通報し自宅から消火器を持参し初期消火を行いました。

鳥山さんの、早期発見・通報・的確な初期消火が功を奏し、大事には至りませんでした。

横浜町消防団協力事業所表示制度のお知らせ

横浜町消防団は、地域を火災等の災害から守る重要な役割を果たしております。

しかし、消防団員の減少、日中に事業所で働いている団員が増加していることから、消防団に入団しやすい環境づくりや活動しやすい環境づくり等のため、事業所の消防団活動への一層の理解と協力が不可欠です。

そこで町では、消防団活動に積極的に協力している事業所等に対し、消防団協力事業所表示証を交付する「消防団協力事業所表示制度」を平成23年10月1日より始めました。

消防団協力事業所表示制度とは

事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度です。

消防団協力事業所認定基準

次のいずれかに該当する場合に認定されます。

- ①従業員が、消防団員として2人以上入団している事業所等
- ②従業員の消防団活動について、積極的に配慮している事業所等
- ③災害時に資機材等を消防団に提供する等協力している事業所等
- ④その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している事業所等

消防団協力事業所として認められた場合

- ①取得した表示証を事業所に掲示でき、表示証のマークを自社ホームページなどで広く公表できます。
- ②消防団活動に協力することを通して社会貢献をしていることが、広く知られ事業所のイメージアップにつながります！

申請方法

協力事業所として認定を受けようとする事業所は、「横浜町消防団協力事業所表示申請書」に必要事項を記入し、以下の書類を添付して横浜消防署庶務財政係（消防団）に提出してください。又、消防団長等により推薦する場合があります。

- ①会社案内、パンフレット等事業所の業務内容が分かる書類
- ②消防団への協力内容が具体的に分かる書類
- ③再申請の場合は、前回表示証（写）
- ④その他審査に必要な書類

申請書

横浜町消防団協力事業所表示制度実施要綱、申請用紙は、横浜消防署にあります。また、横浜町菜の花のまちホームページ（横浜消防署）からも、ダウンロードができます。

◆お問合せ

◇横浜消防署 庶務財政係（消防団）

☎ 0175-78-2119

保健 だより



担当 畑中保健師

もっと知りたい！

乳がんのこと

涼風が心地よい季節となりましたが、みなさまいかがお過ごしでしょうか。

さて、毎年10月は乳がん撲滅月間です。今回は「乳がんの予防」についてお知らせします。

乳がんとは？

乳がんは乳房の中の母乳を作るところで、母乳を乳首まで運ぶ管から発生する悪性腫瘍です。女性のがんで最も多く、16人に一人がかかるといわれています。年齢的には30歳代から増加し始め、40歳代後半に最も多く発症しています。

しかし、乳がんになっても多くの方は治療により克服されており、乳がんは他のがんの中でも比較的性質のよい治

りやすいがんであるといえます。

乳がんの症状

がん細胞が増加し、乳腺の組織が腫れてくるとしこりの症状が出ます。その他、乳頭からの異常分泌、乳頭・乳輪のただれなどがあります。乳がんが皮膚の近くに達すると乳房にえくぼのようにくぼみができることがあります。

しこりを作らずに乳房の皮膚が赤くなったり、熱感を伴うだけの乳がんもあります。

乳がんとはまぎらわしい病気に「乳腺症」があります。乳房のしこりや痛みがあります。乳房のしこりや痛みがはつたり、痛みが強くなるのが特徴です。

早期発見のためには？

乳がんの症状はしこりと思っている人が多いようですが、初期の頃はしこりのような自覚症状がありません。そこで、乳がん検診を受けて早期に発見することが大切です。

★受けよう！乳がん検診【図1】

マンモグラフィ

透明なプラスチックの板で、左右の乳房を片方ずつ挟んでエックス線撮影をします。乳房を圧迫しながら薄く均等に広げることで、少ない放射線量で乳房の中を鮮明に写すことができます。

※妊娠中は受けられません。



問診

事前に初潮の年齢や出産経歴、前回の月経、病歴や生活習慣、自覚症状などを問診票に記入し、医師からの質問に答えます。

視触診

医師が胸にしこりやひきつれなどがなければチェック。左右の乳房だけでなく、わきの下も調べます。



乳がん検診はこんな検査です

- 対象者：40歳以上
- 受診間隔：2年に1回
- 検査項目：問診、視触診、マンモグラフィ

※30歳～39歳は視触診のみ実施。

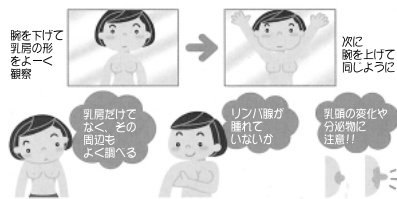
マンモグラフィは少し痛みを感じる人もいます。胸の張る生理前は、受診を控えたほうがよいでしょう。



★月1回の自己検診で早期発見★

STEP1. 立って調べる

くぼみ・ひきつれ・ふくらみがないかなどを観察しましょう。



STEP2. 仰向けに寝て調べる



※生理の直前や生理中は乳腺が張って、しこりと間違えやすいので、生理開始後1週間頃に行いましょう。閉経後の人は毎月発見しやすい日を決めて行いましょう。

★2年に1回の受診でも毎年受診した場合とほぼ同様の有効性が示されています。但し、受診後でも新たにしこりをふれた場合は速やかに乳腺外科等を受診してください。
*もちろん、検診を受けて「要精密検査」と判定されたら、早期発見のチャンスと捉えて病院を受診しましょう。
★やってみよう！乳がん自己検診【図2】

生活習慣で気をつけるポイント！

【図3】

生活習慣で気をつけるポイント

！お酒は適量で

飲酒習慣で乳がんになるリスクが高まることは確実とされています。お酒を飲むなら適量（女性の場合は1日にビール250ml程度）を心掛け、週に2日は休肝日を。



！適度な運動を

運動には、乳がんの予防効果があることがわかっています。また、閉経後の肥満は、乳がんのリスクを高めるので、肥満の予防・解消のためにも適度に運動しましょう。



*乳がん検診及びその他の健康相談は保健師までお気軽にどうぞ！

◆お問合せ

◇役場健康福祉課健康福祉G

☎(78)2111

(内219・225)

こせきのまど

◎ご結婚おめでとう

- (工藤 大 介(梶名木)
- (小又 加奈子(七戸町)
- (福田 紀 幸(長野県)
- (白 浜 千 愛(大 町)

◎おくやみ申し上げます

- 杉山 常 吉(71歳) 新 丁
- 秋田 信 義(75歳) 桧 木
- 二木 石次郎(79歳) 大豆田
- 西 濱 孝次郎(81歳) 豊栄平

『こせきのまど』の掲載について

婚姻、出生に関しては、特にお申し出がない限り広報への掲載はいたしません。
 おくやみ欄について掲載して欲しい方は、税務町民課窓口へ届出の際にお申し出ください。

10月は、

町・県民税 第3期
国民健康保険税 第4期
後期高齢者医療保険料 第4期
介護保険料 第4期
 の納期です。

納付場所は役場の他、みちのく銀行
 横浜支店、青い森信用金庫横浜支店、
 郵便局でも納付する事ができますので、忘れずに納めましょう。

税 務 町 民 課
 健 康 福 祉 課

旅の娘の絵手紙届く秋の蝶
 秋の蝶黄色と白の纏れけり
 秋の蝶こぼれし蕊に翅休め
 秋の蝶の休らう翅の孤独かな
 山椒とまだ恋しくて秋の蝶
 採り残す野菜より飛ぶ秋の蝶

せせらぎ句会

仁 亀 水 千 翠 宝
 恵 ヶ 藻 武 昭 菁

◎会員を募集しています。ご希望の方は
 ☎(78)2056へお電話ください。

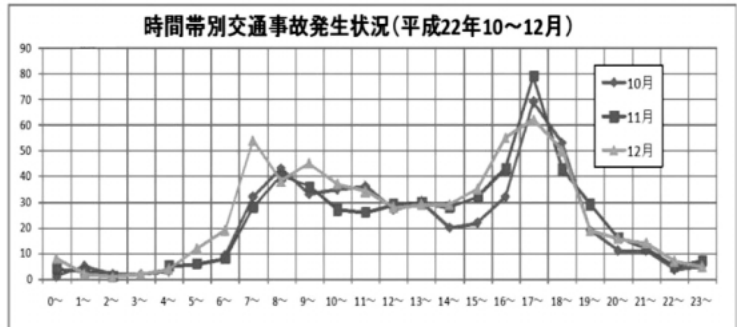


駐在所 だより

横浜駐在所
 ☎78-2110

夕暮れ時の交通事故を防止しよう

これからの季節は日没が早まる事から、夕暮れ時の交通事故が多発する傾向にあります。ドライバーはもちろん、歩行者や自動車を利用する方も交通ルールを守り、夕暮れ時・夜間に外出する時は、反射材の活用等により「自らの存在をアピール」して、交通事故を起こさないように、交通事故に遭わないようにしましょう。



※16時～18時の「薄暮時間帯」に事故が多く発生しています

◆交通事故を起こさない・遭わないために

◎歩行者へお願い

明るい色の服装と反射材用品の活用を心掛けましょう。運転者からあなたが見えているとは限りません。車の動きをよく見て安全を確認しましょう。

◎自転車利用者へお願い

自転車も車両です。夜間はライトを点灯しましょう。また反射材が取り付けられていますか？乗る前に点検しましょう。

◎ドライバーへお願い

スピードを控えめにし、早めにライトを点灯しましょう。夜間、対向車・先行車がないときはライトを上向きにして走行しましょう。

犯罪被害者等支援講演会

開催日時 平成23年10月12日(水) 午後1時30分

開催場所 野辺地町立中央公民館大ホール

講 師 「外川輝和」(そとかわてるかず)さん

平成13年5月弘前市で発生した強盗放火殺人事件(武富士事件)で実の妹さんを亡くされた遺族の方です。

主 催 ○野辺地地区犯罪被害者支援ネットワーク

○野辺地警察署

※入場は無料です。ふるってご参加ください。

～癒されぬ 深い悲しみ 分かち合い～

(平成22年度 犯罪被害者等支援標語 優秀作品)

平成23年8月末の人身事故・物損事故発生状況

区分	平成 23 年						平成22年			前 年 比		
	8 月 中			累 計			累 計			発生	死者	傷者
町村別	発生	死者	傷者	発生	死者	傷者	発生	死者	傷者	発生	死者	傷者
人身事故	0	0	0	5	0	10	16	2	18	-11	-2	-8
物損事故	7			71			77			-6		

毎月1日は「県民交通安全の日」・15日は「高齢者交通安全の日」